ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第60号　2017/11/15

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（inoue@peacelaw.jp）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】カネノミクスの自治体公営ギャンブル／公営競技（競馬・競輪等）は富くじ発売？／パチンコ研究(12)新しい出玉規制／大阪カジノ万博物語（6）／コラム：海外カジノ企業の夢洲構想、大阪万博誘致マーク、パチンコ客の次の犯罪は？、ギャンブルに買収されるメディア・紙面、ギャンブル依存症に効く「薬」、Gambling Thinking Keywords、フロイトの断念！？／NEWSピックup／パチンコ・パチスロ用語折り込み狂歌カルタ／事務局だより

**カネノミクスの自治体公営ギャンブル**

１．公営競技の全国的状況

　　公営ギャンブルは、多くのギャンブル依存問題を発生させるも全く反省なく現在も「賭事」「営業」を続けている。

　　公営競技全体の売上は1995年以降ジリ貧状況にあったが、直近を見れば下表のように競馬（中央・地方）、競輪、競艇は少し盛り返し、オートレースもほぼ横ばいである。これは長引き深刻化する「窮状」に対し、本来の競技場だけでなく、場外券や電話・インターネットでの券販売が展開され、それらの販売網による売上が拡大しているからである。例えば、競艇の2016年度売上のうち競走場の売上は32％、電話・インターネット42.8％、場外24.7％だったという。この競艇の売上傾向は、他の公営競技でも共通する現象である。



　　現在、各公営競技の本場（競技場）と場外券売場の数は、中央競馬が本場10／場外87、地方競馬17／82、競輪43／71、競艇24／73、オートレース5／25である。本来の競技場が合計で全国99カ所であるのに対し、場外施設は338にも達する。しかも本競技場は、レースの行われない日には他の競技場レースの場外券売場と化す。

まさに公営競技も、パチンコ屋ほどではないが全国の都市どこでも場外券が買えるようにしているのである。売上の多くは、本競技場ではなく、他の競技場や場外券売場、電話・インターネットによって支えられているのである。

　　かくて、「視るスポーツ」として本競技場を訪れて競技を視る客が付随してギャンブルも楽しむというスタイルは、今やほとんど失われている。公営競技は専ら賭けるギャンブルになっている。

　　【場外券売場の名称】

|  |  |
| --- | --- |
| 競馬 | ウインズ、ライトウインズ、エクセル（会員制）、パークウインズ（ＪＲＡ本場で他会場の中央競馬券販売時の呼称）、Ｊ－ＰＬＡＣＥ（地方競馬施設での中央競馬券販売）、ＢＡＯＯ（地方競馬共同場外発売所） |
| 競輪・オートレース | サテライト、ラ・ピスタ |
| 競艇 | ボートピア、ミニボートピア、オラレ |

２．「ミニボートピア焼津」設置計画に対する市民の反対運動

　　現在、焼津市では、競艇の場外券売場である「ミニボートピア焼津」の設置事業が進められている。

　　今年６月、焼津市議会はこの設置を求める請願について設置賛成12、反対6で採択した。反対議員3名は討論するも、賛成議員からは討論発言もないままの採択であったという。

　　これを受けて市は、8月15日、浜名湖競艇企業団との間で「（仮称）ボートレースチケットショップ焼津」設置に関する協定書を結んだ。ミニボートピアは、単にその場で販売配当が行われる賭場である。

　　この動きに9月、地元の7市民団体と5人の市民が、市議会に対し建設反対の請願を出した。これは今も継続審議中とされている。

　　また10月には、元学校長で現在は大学で教鞭をとる長谷川勝治氏が、「場外舟券売場は焼津を衰退化させる」としたビラを広く市内に配布した。建設予定地は文教地区にあり、1ｋｍ以内には学校施設が15か所もある。市が唱える「子育て」「人づくり」に反する計画であると厳しく批判している。

　　焼津市は、この場外券売場設置によって、年間18億円を売り上げ、総売上の1％の1800万円が市の収入となると予定しているという。これは全て市民から集められ、奪われる金である。

わずか1％の金が入るからといって、市民から18億円もの売上を収奪した上、市民が依存症等病気になったり、教育環境や治安の悪化を招いても構わないという市長と与党議員の発想（無知？）に驚くばかりである。

３．自治体のギャンブル依存

公営競技（競馬等）は刑法上の賭博開帳か？富くじか？　これには法学上論議がある（詳しくは次頁に紹介）。ただ、公営競技の場外券販売や電話等販売は、もはやゲームのスポーツ性はどうでもよく、券を売り、当たり券に賞金を与えるという富くじ化が急速に進められているといえよう。

こんな公営競技によって収益を得るのは、自治体が今やカネノミクスになり、収益事業依存症になっているといえよう。

公営競技（競馬・競輪等）は賭博開帳か、富くじ発売か

　宝くじ・スポーツ振興くじ（toto、BIGなど）は、刑法187条の禁ずる「富くじ」である。これに対し、競馬や競輪などの公営競技は、「公営賭博」といわれるように刑法185条の賭博開帳の行為であると思っている人が多い。くじにせよ賭博にせよ、特別法によって公営主体に認められたものであるから議論してもムダと思う人もいるだろうが、少し考えてみたい。

　賭博開帳は懲役3月以上5年以下の罪で、富くじ発売は懲役2年以下の罪だから、同じ賭博関係の犯罪でも軽重の評価が異なる。

　まずは、公営競技でなく、日本で誰かが競馬のようにドッグレースの賭けをした場合を考える。

　Ａ、Ｂ（Ｃ…がいてもよい）の犬を競走させていずれかに賭けると賭博罪になる。そういう賭場を開帳すれば通常は賭博開帳図利になる。では、主催者は賭けず、双方又は一方から勝敗回数に応じ手数料を取るだけでも賭博開帳図利罪になるのだろうか。

　この点、大審院の大正3年7月28日の判例は「富くじ罪と賭博罪とは抽籤の方法で勝負を決めるかどうか、財物の提供と同時に提供者がその所有権を失うか、当事者双方が危険を負担しないかどうかによって分かれる」という。

　主催者は、馬券や車券を売った売上の25％を必ず得るというような天引きの仕組みになっており、どの馬が当たろうと主催者の利益の程度にも危険負担にも変化はない。すなわち、主催者（開帳者）は、自らは賭けに入ることはないのである。馬券を買う者は「博徒」であり、「結合」させたといえる主催者は賭博開帳等図利にみえるが、公営競技は闇バクチとは異なり、「博徒」「結合」とまでは言い難い。そして、馬券や車券は、単勝、複勝、連勝方式にかかわらず、当該レースを設定して当せんする「くじ」を売っているだけである。公営競技主催者は自ら当該賭け行為の当事者になることはないから、結局富くじを売っている者にあたるというのが、刑法学者の理屈である。

　こう考えると、日本で特別法によって合法化された競馬、競輪、モーターボートレース、オートレースは、刑法187条で禁じられている富くじ発売等の特別法による例外ということになる。

　現在、政府が導入を目指すＩＲカジノは、主催者が胴となったりして危険を負担するギャンブルも行うことになり（ルーレット、バカラ等は主催者のディーラーも勝負に入る）、日本で初めて公認する民間賭博開帳ということになる。

この点、推進会議で論議しているレベルでは、刑法上のクリアなど克服できていない。

　パチンコ研究(12)

新しい出玉規制

　2017年8月24日、警察庁は、パチンコへの過度なのめり込みを防止することを目的として、風営法施行規則改正を決定した。施行日は2018年2月1日、機器入替のため最大3年間の猶予期間を設けた。

　これに至るまでには7月11日から8月9日まで改正案についてパブコメが求められ、報道によると1.4万件超の意見が寄せられたという。パブコメの改正案は、出玉規制を現行の約3分の2に制限するというもので、結果としてこれを維持し改正された。

　当会も8月8日にパブコメを提出している（会報57号掲載）。規制強化は当然であるが出玉規制だけでは不十分で、パチンコの三店方式というギャンブルへの本質的規制がないこと、これから3年間の猶予期間において規制強化に対応したパチンコ台が導入されていくことになるが、これに伴う警察庁の利権は何ら変わらないどころか増大するものであるとも警告した。

　今回の改正によりパチンコ業界は、①パチンコメーカーにとって新台及び改装台の新需要増、②ホールにとっては負担増とホール間競争激化による中小ホールの淘汰・倒産、大型ホールのシェア拡大・総店数減少という変動が起きるであろう。

　ホールは、豪華な新大型店やレジャーゲーム施設への融合、そしてレジャー産業として大衆娯楽への新展開のため、遊技機の情報管理機能を生かした営業を図るだろう。具体的には客の個人情報をより把握し、過度でなく適度（？！）にコントロールすることで客を遊ばせて収益を得る「管理遊技」の道を目指すという。結局のところ、年20億円もの玉・メダルを借りさせて射幸心をコントロールし、警察庁と一体となってこれまでよりは抑制的なギャンブルにする道を考えるというのだろう。

　しかし、パチンコ客を奪い合うメーカーやホールを含む業界が、客の射幸心を削いでは自らの客が減ってしまうのであり、業界の自主規制でギャンブルの弊がなくなる訳がない。薬はもちろんのことタバコにしても適量規制は困難であり、パチンコ依存症をなくすには、パチンコからギャンブル性（射幸性）という要素を取り除くことが必要である。

　なお、風営法（風適法）上の認められる射幸性は、金でなく賞品を獲得するためのゲームでの低い射幸性のことであり、公営ギャンブルの射幸性ではないことをこの際、業界、警察、司法がはっきりするべきである。

大阪カジノ万博物語（６）

―　夢のドタバタ申請　―

１．大阪夢洲カジノ万博では、パリらと争っても2025年の開催を勝ち取れない。大阪府は当初、テーマを“人類の健康・長寿への挑戦”としていた。これはまさに高齢化社会である日本での関心事ではあるが、テーマを絞りすぎており、若者の関心からは遠く、世界の新興国には魅力を欠いた。

そのため、経済産業省の検討会では「未来」というイメージが主張され、“いのち輝く未来社会のデザイン”に変更された。英語では「Designing　Future　Society　for　Our　Lives」と表現している。朝日新聞はこのコンセプトを「人類の共通の課題への解決に向けたアイデアを発信し、異なる知と知が融合することで新たなアイデアが生まれる場」と伝えた（2017.3.14）。高齢化の日本を「世界における未来社会の実験場」とし、「万博」で「新たな発想で社会・経済制度をデザインする」と紹介したのである。

２．この経産省報告書案（2017.3.13）はまさに「八方美人」だった。このため有能な記者でもわかりやすく要約することは困難で、「大本営」発表並みの記事になったのだろう。この報告案は、経産省が2016年12月16日から2017年3月13日まで3回にわたる「2025年国際博覧会検討会」（座長：古賀信行経団連副会長）を持ち、ＢＩＥへ登録申請（立候補）するため大阪府案を修正したものだった。経産省案はパブリックコメント（公聴会に代わる市民からの意見書入手）も必要で、4月に本案をまとめるためには3ヶ月余しか時間がないという中で強行されたものだった。

　　このため「鵺（ぬえ）」とも「八方美人」ともいえる報告書にして、パブコメ期間もわずか2週間余（2017.3.14～31）としたのだった。これは何が何でも報告書をまとめて4月上旬に閣議決定するためであった。この慌てぶりの下で経産省はとんでもないミスを犯す。

３．3月13日の報告書案には「関西弁バージョン」が作成されていた。ここでは、万博のテーマとした“いのち輝く未来社会のデザイン”について「いのちがキンキラキンに輝く未来社会のデザイン」とし、さらに「横文字苦手やけどな」と説明を付けた。また、万博を「人類共通のゴチャゴチャを解決する方法を提言する場」と位置づけ、これにカッコ書きで「例えばやな、精神疾患」と挙げていたのである。

　　これは関西人や若者受けを狙ってコピーを加えたのであろうが、低劣、差別的との批判が起こり、世耕大臣もセンスが悪いと苦言を呈した。そしてこの「関西弁バージョン」は不適切な表現としてすべてカットされたのだった。このゴタゴタのために、パブコメ期間は3月14日からでなく17日からとなったのだった。

コラム　　　　　　　海外カジノ企業の夢洲構想

　2017年10月11日、大阪市が夢洲のあり方を考えるシンポジウムを開催した。出席した海外の３社は次のような構想を披露した。

（１）米　シーザーズ・エンターテインメント社

　　　・医療センター、滞在型保養施設エリア

　　　・カジノ、テーマパーク、国際会議場エリア（ホテル６～８軒）

（２）米　ＭＧＭリゾーツ・インターナショナル社

　　　・地元企業に工事発注

　　　・地元自治体と合意書、地域意向の尊重

（３）香港　メルコリゾート・エンターテインメント社

　　　・ギャンブル依存症対策として生体認証やＡＩを駆使した最新の入退場システム導入

これらは、夢洲カジノをめぐる厳しい参入競争ともみえるが、日本ＩＲへの「カルテル」（談合）といえる。結局３社は日本に一日も早くカジノを開かせるために分担発言をしているのである。

実は３社以外に、米のラスベガス・サンズ社も１０月５日、大阪で進出へのアピールをした。巨大投資をするという一方で、カジノに対する法規制の強化は客が満足しないとして注文を付けたのである。

ラスベガス、マカオ、シンガポールのカジノも伸び悩みどころか社会問題も起こっている。東南アジアの新市場（ベトナム、フィリピン、ラオス、タイ、ミャンマー…）もある。しかし、金を儲けるのはやはり金があり金持ちのいる日本しかない。日本のパチンコ市場２０兆円をみれば、カジノ企業は喉から手が出るのであろう。

大阪万博誘致マーク

2025年万博の大阪誘致活動のロゴマークは笑うデザインという。2017年6月7日、最終選考に残った3作品のうち、「咲きみだれる花のような人」「生命の輝きやつながり」を抑えて、「笑顔で集う人々」が選ばれた。応募作品数1331件の中から先の3候補を選び、インターネットなど一般投票を含め、選定委が選んだという。作品は、半円の形状を笑顔の両目と口のように並べたパターンを5色分使って円形に配置している。まるで落選した五輪ロゴデザインかと思わせる。松井知事は記者会見でこれを「笑顔が出る」と自賛した。大阪万博そのもののマークではなく、万博誘致活動に少しでも多くの人を誘導するためのマークである。

この大川氏がデザインしたマークを批判しても始まらないが、かつて2006年大阪オリンピック誘致活動の際も、大阪府市の政財界は浮かれていた。その時の誘致マークは5つの花弁で「大」の文字をイメージしたものだった。しかし、北京に敗れてこのマークは咲く前に大きく散ったのである。

今回の半円からなる笑顔のパターン、これを逆にすれば“泣顔で集う人々”にも見える。

パチンコ客の次の犯罪は？

　パチンコ屋は風適法違反の常習犯だという指摘がある。賞品を金に交換する三店方式のシステムは、常識的には風適法23条と、共謀する交換所経営者の古物営業法違反の常習犯罪である。そして、客（勝った客の95％）は、玉→特殊賞品→換金というシステムを利用する。

１．では、客がパチンコ屋店内で落ちていた玉を拾って使えばどういう罪になるか。

　　　答えは「窃盗」。遺失物横領ではない。店内に落ちている玉は店の「貸玉」であり、その所有権は店にある。

２．その拾い玉を使って勝玉を得れば詐欺かというと、単なる「窃盗」だ。但し、その勝玉を利用して賞品を得れば「詐欺」になる。それが特殊賞品でその後交換所で換金したとすると、詐取した賞品で古物売りをしたのだから、詐欺で金を入手したともいえる。

３．では、ゲームを全くする気がない人物が入店したとしたらどうか。現実にそれで建造物侵入罪に立件されることはない。デパートでもウインドウショッピングのみで入店しても正当であるように、パチンコ店を眺めたり新台を見るだけでも店が許容している入店である。

４．さらに、客が玉を賞品に交換することなく店外に持ち出したとしたらどうか。玉は貸玉に過ぎず、客の勝玉でも全て店の物であるから、持ち出しは「窃盗」ということもあり得る。ただ、持ち出した玉が少なければ窃盗の故意があったか証明不十分であろう。誤って玉がポケットに入ることもある。

ギャンブルに買収されるメディア・紙面

　ギャンブルは本来、主催者自身が公表する情報が中心であるが、付属する予想業者や出版メディアが予想誌（紙）を出している（競馬ブックetc）。また、大手紙の系列スポーツ紙は、全紙面の４分の１～２分の１をギャンブル報道・予想に供し、実質ギャンブル紙となっている。

　そして、近時のテレビやラジオにおける競馬、競輪、競艇、宝くじ、スポーツくじ等のＣＭが著しく拡大している。単なるレースの日時案内やくじ発売案内だけでなく、タレントや俳優を使ったドラマ仕立ての勧誘広告が多い。公営でもギャンブルは勧誘しないのが世界的水準なのに、日本では規制の不十分さを利用して券を売るための広告が拡大しているのである。

また、現在拡大しているのがテレビと大手一般紙のギャンブル広告である。宝くじやスポーツくじは定期的な広告主となり、１頁の全面広告も多くなっている。競馬ではダービーなど三冠レースや天皇賞、有馬記念など中央競馬は全面広告を出したりする。

１０月１日の紙面では、フランスのシャンティ競技場で開催される国際レース、第９６回凱旋門賞のＪＲＡの広告が全１頁で掲載された。もちろん国外レースなので現地競技場へ行くことには交通便上著しい困難がある。そこでパソコン、スマホ、携帯でのインターネット投票が中心となり、Ａ－ＰＡＴ、即パットによる馬券購入が広告されている。同レースはフジテレビ系全国２６局ネットやグリーンチャンネルで生放送までされた。ＪＲＡが海外レース広告を出してくれたお礼か、新聞は中山競馬や阪神競馬のメインレースをスポーツ面で取り上げ、その勝馬の賞金まで記事にしている。

それにしても、この凱旋門賞に日本の馬として出場したのはサトノダイヤモンドとサトノプレスという２頭の馬であった。２頭は２億円以上で購入されているが、その馬主は大手パチンコ、セガ・サミー社主の里見氏である。

ギャンブルを商売にし収益とすることは、本来余欲のある人のゲーム、遊びの範囲内であるべきだが、今や公営競技はその収益の半ばを競技場にも来ない場外券や電話・インターネットによる販売に頼っている。金儲け主義に走る公営競技に対し、その倫理性が問われている。

ギャンブル依存症に効く「薬」

１．これまでギャンブル依存症の治療薬はなく、回復は本人と家族・周辺支援者、医師、ケアにあたる人、運動支援グループの協力による他ないとされてきた。

　　しかし、鬱など症状に応じて精神科医が一定の薬物を投与することがあるとも聞く。

　　依存症は、ニコチンその他の薬物により人に興奮・快楽を呼ぶドーパミンが脳内に発生することでもたらされる。ギャンブル依存症についても、ギャンブルの興奮と快楽がドーパミンを発生して繰り返されるとよく説明される。ドーパミンはやる気が失われるパーキンソン病にも効果があるという。

２．ここから先は「お遊び」ないし「パロディ・冗談」になる。既に様々な市販薬がその病にあわせたネーミングで発売されている。下痢止め「ストッパ」、肩こり・頭痛薬「ズッキノン軟膏」…。

では、ギャンブル依存症の特効薬が発明されたらどうだろうか。「カケヤミン」「ドーパミント」「ギャンブルストップ」「アディクトストップ」…、こんな薬が店頭に並ぶ日が来る！？

Gamble　Thinking　Keywords

当たらぬは原理、当たれば賭博業はつぶれる。そういう仕組み・システムになっている。

「依存の法則」　　・・・　ギャンブルは脳内ホルモンで人を拘束する。

「遊びの言い訳」　・・・　結果はあなたの遊び故

「アベノミクス」　・・・　公認ギャンブルもＩＲカジノも金儲け経済（システム）

「開帳者必勝法則」・・・　ギャンブルの開帳者は必ず勝つ　⇔賭客必敗の法則

「金一色の法則」　・・・　投入金の白黒赤など問いません、賭場は金一色

「略奪の法則」　　・・・　寄らせ酔わせて奪うだけ（略奪的ギャンブリング）

「大数の法則」　　・・・　確率ある勝負は重ねるほど平均値に近づく

「ツキの法則」　　・・・　偶然を自分にとってツキと思わせる誤解

「適合性原則」　　・・・　証券取引原則からギャンブル事業へ適用すべき原則

「ディーラーは客を喜ばせ負けさせる」　・・・　餌を撒いて散財させるのが仕事

「賭博・詐欺同源」 ・・・　賭博は偶然と思わせる詐欺

「泣く子で太る親の幸せ」　・・・　賭客（子）が負けるから胴（親・カジノ店）は儲かる。

「のめり込み法則」 ・・・　ギャンブルは射幸心で習慣化、依存させる魔性がある。

「無法が多ければ取り締まれない」・・・台の調整から換金システムまでのパチンコ、スロット全て

「夢見の法則」　　・・・　もしかしたらと期待し（可能性は低くても）行動させる衝動

「犯罪の巣」　　　・・・　犯罪の金はギャンブルに集まる。

フロイトの断念！？

「断念することを知れば人生は結構楽しいものだ」フロイト（独　精神学者）

　だが、人の酒、薬、ギャンブルは、本人が断念すべきと一度思ってもなかなか止まない。断念することを知れば人生は「苦しい」と思うのだろう。

　フロイトは、わかっちゃいるけどやめられない嗜癖をして述べているのだろうか。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2017.10.6～11.9）

2017.10.6　　毎日　　米カジノ大手進出意欲　夢洲ＩＲ計画　面積規制は懸念

　　10.10　　衆院解散　選挙公示10月22日投票日

　　10.12　　読売　　統合型リゾート3社が舞洲の開発で構想を披露

　　10.13　　＜当会　会報第５９号発行＞

　　10.16　　ﾅﾀﾘｰ　　劇団ＳＥＴ、カジノをめぐる社会派ミュージカルアクションコメディー

　　10.19　　神奈川　　カジノ「反対」６８％　神奈川県内の世論調査、女性中心に拒否感

　　10.22　　自民２８４議席

　　10.24　　毎日　　衆院選2017当選者の考えは―　アンケート：カジノ「解禁を」６割

　　10.25　　日経　　ＩＲ誘致（上）　道内から３自治体が名乗り　人口減の処方箋へ期待

　　10.26　　日経　　ＩＲ誘致（下）　道、勝てる候補地選び　事業者と組んで整備計画

　　10.28　　赤旗　　ギャンブル依存症対策　カジノと分離し早く

　　　　　　 毎日　　＜カジノ候補地＞脱ギャンブル相談所　横浜で民間団体

　　　　　　 台湾　　離島・金門でカジノ設置問う住民投票、反対派圧勝

　　　　　　 マカオ　　マカオの大型カジノ見本市ＭＧＳに日本版ＩＲテーマのブース・・・酒井法子さんトークショーも＝ピクセルカンパニーが日本総代理事務局として出展

　　11.3　　ＪＳＴ　　ベトナム人のカジノ入場、収入証明書類を通達で規定

　　11.9　　日刊SPA　　106億円負けた男（大王製紙前会長　井川意高氏）が語る、カジノの魅惑「70万円が4000万円になったことがきかっけで…」

**パチンコ・パチスロ用語折り込み狂歌カルタ**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　はパチンコ用語）

あ　甘い台　期待をさせて　朝イチに　並ぶ客への　モーニング玉

い　命釘　昔はこれで　メシ喰えた　店と釘師と　プロの客

う　裏基盤　ロム、ハーネスも　裏モノで　裏の稼業に　裏ヤクザつく

え　遠隔の　操作も可能　スマホでも　ゴルフをしつつ　店主が操作

お　大当たり　狙って行って　大ハマり　オケラにされて　落ち玉捜す

か　確率は　６段階に　設定可　いずれにしても　アガリを確保

き　機械割り　打ち子の腕と　思わせて　サクラの台に　ドル箱の山

く　釘を読み　スタートチャッカ―　狙われる　スペシャルタイム　確変します

け　検定で　金になります　保通協　警察庁に　生活安全課

こ　ゴト師には　ロムやサンドに　カードでも　被害は客の　出玉でつける

さ　サービス台　サクラが何故か　座ってる　出玉の３割　打ち子に払う

し　新装と　競う折込広告に　のめり込みへの　注意の記載

す　スロットの　設定、乱数、建前は　長く続けば　客の負けなり

せ　精算の　玉はカードで　いたします　病の依存　清算できず

そ　損をした　金と人生　気が付けば　それと判らぬ　ギャンブル依存

た　代打ちは　タイアップ機で　打ち続け　玉拾い客　店外追放

ち　中古台　貯玉カードは使えない　１円玉で　年寄りどうぞ

つ　次々に　新台開発　メーカーは　売り手市場　のキャラクター

て　テラ銭を　データロボが　監視する　ホール、シマ、個別台まで

と　獲った玉　特殊賞品　まず換えて　交換所にて換金できます

な　何故なのか　パチンコ・スロット　遊技です　警察庁は　ギャンブルとせず

に　入場は　１８歳と　決めてます　身分年齢　不詳であれど

ぬ　盗人の　金も玉にしメダルにし　由来をなくし　マネロンマネー

ね　ネカセとは　パチンコ台の　傾斜にて　４分５厘で　調整してる

の　ノーヒット　玉が入らず　１分４００　１時間なら　２万４千円

は　パチスロが　ＥＧＭで　決まるから　メーカー販社の　売り手市場

ひ 控え目に　負けは言います　チョイ勝ちは　人に言いたい　パチスロ狂

ふ　プリペイド　カードの生みし　ゴト犯に　勧めた警察　責任放棄

へ　ヘソ釘を　制して玉は　別積みに　当たりはヤラセ、サクラのミセ台

ほ　保通協　メーカー監督　仕事です　生活安全　ホールの仕事

ま　マックス機　打ち止めなしと　いうけれど　時間で止めて　また明日

み　右打ちで　パチンコ玉は　左廻り　スロット回転　下の廻りに

む　昔より　パチンコありし　機械式　正村よりも　欧州古い

め　メダルチギ　韓国禁止　その訳は　ギャンブルとなり　弊害の山

も　モーニング　並んでいます　モンスター　ヘビーユーザー　ホールの宝

や　ヤクザには　入場禁止と　いうけれど　警察は誰が　ヤクザか言えません

ゆ　誘惑は　新台、甘デジ、当たり台　呼び込みチラシに　キャラクター台

よ　呼び出しを　注意してやる　駐車場　車の中で　幼児が危険

ら　来店に　ポイントあげます　ホールでは　不景気ゆえの　ケーキあげます

り　輪番で　休業します　業界に　大型店は　中小駆逐

る　ルームから　カメラで監視　記録する　プライバシーより　店の防衛

れ　レギュラーも　ビックもあれば　スロットは　２０万円　稼いだヤツも

ろ　老人に　１円パチンコ遊ばせて　半日打たせば　３０００円

わ　わかっても　このパチンコはやめられぬ　ウソで借金　次は勝ちたし

京　京楽に　平和　三洋　サンキョウ　セガサミーに　ユニバーサル

**事務局だより**

〇会報59号の「ノルウェーのギャンブル規制」は、ノルウェー政府ギャンブル規制局の上級顧問Jonny Engebo氏の講演を元にまとめたものでした。お名前を失念していました。お詫びします。

〇10.22衆院選後の安倍4次内閣は旧体制のままでＩＲを前進させようとしている。これに対し、全国のカジノ反対世論も強いが、世論調査の方法によっては賛成の意見が多く出ることもあるようだ。

　しかし、まともに意見を聞くと、カジノ観光でも景気が良くなればいいとする意見も依然あるが、カジノによる弊害への認識も高まりつつあり反対世論が強い。

〇近時、諸機関誌でギャンブルやＩＲカジノに関する特集が活発に組まれている。

　『月間保団連』（2017年9月号No.1247）

特集：カジノ解禁から考えるギャンブル依存症／町医者としてギャンブル依存症とたたかう（帚木蓬生）、疑似カジノ列島の現実―パチンコは｢遊戯｣か、｢ギャンブル｣か（米本昌平）、ギャンブル地獄から回復への道（田中紀子）、脳科学から見たギャンブル依存症（高橋英彦）、カジノに潜む魔力とは―『バラ色の未来』の幻想がもたらすもの（眞山仁）、カジノは地方経済を再生させるか（鳥畑与一）

　『消費者法ニュース』（2017年10月号No.113）

特集：パチンコ賭博の規制の必要・ギャンブル依存症被害／カジノ解禁を考えるのに大切なこと（桜田照雄）、これでもパチンコ・パチスロは遊戯であって、ギャンブルでない？（帚木蓬生）、警察のパチンコ規制の濫用（井上善雄）、パチンコ出玉規制とカジノのギャンブル依存症対策について（鳥畑与一）、「ないよりまし」程度のパチンコ賭博の出玉規制（吉田哲也）、ギャンブル依存症対策法案の問題点について（宇佐美典也）、パチンコの出玉規制について（若宮健）、パチンコ規制の動向とカジノ賭博場解禁反対運動（新川眞一）

〇11月30日（木）18：30～　カジノ問題を考える和歌山ネットワーク創立総会開催

　井上が記念講演「ギャンブルによる消費者被害とカジノ」を担当します。お近くの方はぜひご参加ください。　和歌山県民文化会館特設会議室／入場無料

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会